

香川県広域水道企業団組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月28日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団企業管理規程第3号

香川県広域水道企業団組織規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団組織規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課の設置)</p> <p>第2条 香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第3号）第4条第1項に規定する事務局の本部に総務企画課、<u>企画調整課</u>、財務課、財産契約課、計画課、浄水課、工務課及び水質管理課を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(本部の所掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>職員の人事、給与、福利厚生及び研修並びに労働組合に関すること</u>（センターの所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) <u>広聴及び広報</u>に関すること。</p> <p>(10) <u>情報公開及び個人情報保護</u>に関すること。</p> <p>(11) 略</p> <p>2 <u>企画調整課の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>営業活動及び水道料金の総括に関すること。</u></p> <p>(2) <u>香川県広域水道企業団水道事業等審議会に関すること。</u></p> <p>(3) <u>水道料金システムの管理運用に関すること。</u></p> <p>(4) <u>水道統計に関すること。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>アセットマネジメント（水道事業の経営を安定的に継続するための</u></p>	<p>(課の設置)</p> <p>第2条 香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第3号）第4条第1項に規定する事務局の本部に総務企画課、財務課、財産契約課、計画課、浄水課、工務課及び水質管理課を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(本部の所掌事務)</p> <p>第3条 総務企画課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>職員の人事、給与、福利厚生、研修及び労働組合に関すること</u>（センターの所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) <u>統計、広聴・広報及び情報公開</u>に関すること。</p> <p>(10) <u>営業活動及び水道料金の総括</u>に関すること。</p> <p>(11) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>計画課の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p>

長期的な観点に立った資産の管理をいう。以下同じ。）及び水道施設台帳の総括に関すること。

(4)・(5) 略

(6) 略

(7)～(10) 略

(11) 水道技術の指導及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(12) 略

6 略

(1) 浄水場等の建設改良、統括管理、連絡調整及び水源調整に関すること。

(2) 広域水道施設整備に関する設計、施工、精算及び事業の補償に関すること（浄水場等に係るものに限る。）。

(3) 施設整備及び更新計画に関すること（浄水場等に係るものに限る。）。

(4) アセットマネジメント及び水道施設台帳に関すること（浄水場等に係るものに限る。）。

(5) 施設及び設備の設計、施工等の指導及び調整に関すること（浄水場等に係るものに限る。）。

7 略

(1) 管路の建設改良及び維持管理に係る連絡調整及び統括管理に関すること。

(2) 広域水道施設整備に関する設計、施工、精算及び事業の補償に関すること（管路に係るものに限る。）。

(3) 施設整備及び更新計画に関すること（管路に係るものに限る。）。

(4) アセットマネジメント及び水道施設台帳に関すること（管路に係るものに限る。）。

(5) 給水装置工事の総括に関すること。

(6) 鉛管対策の推進に関すること。

(7) 指定給水工事事業者及び給水装置工事主任技術者に関すること。

(8) マッピングシステムの管理運用に関すること。

(3)・(4) 略

(5) 給水装置工事の総括に関すること。

(6) 鉛管対策の推進に関すること。

(7) 略

(8) 指定給水工事事業者及び給水装置工事主任技術者に関すること。

(9)～(12) 略

(13) マッピングシステムの運用管理に関すること。

(14) 水道技術の指導及び調整に関すること。

(15) 略

5 浄水課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 浄水場の建設改良、統括管理、連絡調整及び水源調整に関すること。

(2) 広域水道施設の施設に関する設計、施工、精算及び事業の補償に関すること。

6 工務課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 管路等の建設改良及び維持管理に係る連絡調整及び統括管理に関すること。

(2) 広域水道施設の管路に関する設計、施工、精算及び事業の補償に関すること。

(9) 管路の設計、施工等の指導及び調整に関すること。

8 略

7 略

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。